

日立税務署から申告に関するお知らせ

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

■ 確定申告会場の開設時間等

令和3年分の所得税、個人消費税、贈与税の確定申告の開設期間は、1月4日(火)から3月15日(火)までです(土日祝日除く。ただし、2月20日(日)と27日(日)に限り、中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)で開設)。

期間	会場	対象の申告
1/4 ~ 1/31	日立税務署	還付申告
2/1 ~ 2/15	日立シビックセンター	
2/16 ~ 3/15	マーブルホール	全ての申告

※日立税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

▶相談時間 9:00 ~ 16:00

■ 新型コロナウイルス対策のお願い

- 検温のご協力
・37.5℃以上の発熱や咳などの風邪症状がある場合は、後日改めてご来場ください。
- マスク着用・消毒のご協力
・常時マスクの着用と会場入口での手指消毒をお願いします。
- 少人数での来場のご協力
・介助を要するなどの理由の場合も、必要最小限の人数でお越しください。

▶受付方法

申告に相談を要する人は、入場整理券が必要です。会場での当日配付も行いますが、事前に国税庁LINE 公式アカウントで取得することができます。

また、混雑回避などのため入場制限をする場合があります。



国税庁LINE

申告書等の作成は便利なスマホ・パソコンで

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

国税庁のホームページ内で所得税などの申告書等が作成できます。税務署に外向かずに作成できますので、ぜひご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせは、☎0570-01-5901 (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク) へ。
▶ヘルプデスク受付時間 平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝日、12/29 ~ 1/3は除く)



確定申告書等作成コーナー

償却資産(固定資産税)の申告期限 1月31日まで

■問合せ 税務課 ☎23-2115

令和4年1月1日現在で償却資産[※]を所有している人(法人および個人)は、市へ申告する必要があります。前年度に申告した人などには令和3年12月中旬に申告書を郵送しています。申告が必要で申告書が届いていない人などは、関係書類を市ホームページから入手してください。
※償却資産とは、土地および家屋以外のもので事業のために用いている備品、機械および構築物などのこと。

■ 該当する償却資産の例

- 1 構築物(看板、駐車場設備、アスファルト舗装、植栽等外構工事など)
- 2 機械および装置(製造機械設備、工作機械、印刷機械、太陽光発電設備など)
- 3 車両および運搬具(大型特殊自動車や構内運搬車など)
※ただし、自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く。
- 4 工具・器具および備品(パソコン、机・椅子、事務機器類、レジスターなど)ほか

令和4年度

税の申告相談



市・県民税の申告相談は2月16日から3月15日まで

■問合せ 税務課 ☎23-2115

相談時間が例年と異なります。ご注意ください。

■ 市・県民税の申告相談日時

- ▶期間 2/16(水) ~ 3/15(火)
(土日祝日除く)
ただし、2/20(日)は受け付けます。
- ▶会場 市役所1階
- ▶相談時間 9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 16:00
- ▶受付開始 8:30

※申告相談開始1週間程度は、特に会場が混雑します。
※マスクの着用と手指消毒をお願いします。
※発熱などの症状がある場合は、後日改めてご来場ください。

※受付後は、待合室をご利用いただけますが、お車で越しの方は車内での待機にご協力ください。

■ 申告に必要なもの

- 1 申告書(前年の控えがある場合はお持ちください)
 - 2 利用者識別番号の通知書(所得税申告者)※税務署から送付の「確定申告のお知らせ」ハガキをお持ちください。
 - 3 個人番号が分かるもの(マイナンバーカードなど)
 - 4 口座番号(申告者名義)が分かるもの
 - 5 源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)
 - 6 社会保険料の支払い額がわかる領収書など(国民健康保険税・国民年金保険料については、市役所で申告相談する人は不要)
 - 7 生命保険、地震保険などの支払い保険料証明書
 - 8 医療費控除を申告する人は医療費控除の明細書(必ず「医療費控除の明細書」に記載してください)
 - 9 営業・農業・不動産所得などがある人は「収支内訳書」または「農業所得のお尋ね」
- ※⑧・⑨は事前に計算したうえでお持ちください。

■ 申告が必要な人

令和4年1月1日現在、市に住所のある人

令和3年中に収入のあった人

令和3年中に収入のなかった人

給与所得者
(1)給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
(2)2か所以上から給与をもらっている人
(3)給与所得者以外に営業、不動産などの収入があった人(給与以外の所得が20万を超えるときは、確定申告をする必要があります)

(1)どなたの扶養にもなっていない人
(2)国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人
(3)医療福祉制度(マル福)を受給している人

給与所得者以外の人
(1)令和3年中に、個人年金、営業、農業、不動産などの収入があった人
(2)公的年金収入のある人で、社会保険料控除、医療費控除などを受ける人

■ 申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1)所得税の確定申告書を提出した人または提出予定の人
- (2)1か所からの給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている人
- (3)収入が公的年金(国民年金、厚生年金など)のみの人で、所得税がかからない人

■ 市では受け付けられない所得税の申告

- 令和3年分より前の申告
- 青色申告
- 住宅ローン控除の1年目の申告
- 準確定申告(亡くなった人の申告)
- 分離課税の確定申告(収用を除く土地建物の譲渡、株の譲渡・配当、先物取引、利子、退職、山林)